

『学生支援緊急給付金』申請について

【申請手順】

- ① 『「学生支援緊急給付金」申込事前確認・調査票』（本票）および「学生支援緊急給付金」申請書（様式1）を記入し、該当書類とともに本校の学生係宛にレターパック（370）を使用し郵送する。（提出締切日 2020年6月8日（月）必着）
- ② 後日、本校担当者による聞き取り調査・面談（申請要件の確認）
- ③ 申請要件を満たした方は、「学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書」（様式2）を本校学生係へ提出
- ④ 提出書類に基づき、本校で審査し、日本学生支援機構へ推薦
- ⑤ 日本学生支援機構から給付金を学生本人の口座へ振り込み

【申込を希望される方は、事前確認・調査票の提出をお願いいたします。】

申込事前確認・調査票

どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 日本工学院専門学校		<input type="checkbox"/> 日本工学院八王子専門学校	
学科名		学年	
学籍番号		携帯番号	
氏名			

★該当する箇所に を入れてください

- ① 住民税非課税世帯である はい いいえ
- ② 自宅外通学である はい いいえ
- ③ 家庭からの多額の仕送りを受けていない
(1年間の学費を含めて、年額150万以上) はい いいえ
- ④ 自身のアルバイト収入について（※2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります）
 休業になった
 前月比50%以上収入が減収した
 前月比30%以上収入が減収した
 解雇された
 その他（ ）

- ⑤ 自身のアルバイトに関する証明について
- 休業証明等を雇用主から受けることが可能
 - 収入減少前直近2か月の給与明細の写しと収入減少後2か月の給与明細の写しを提出可能
 - その他の証明できる書類を提出可能（ ）
- ⑥ 家計・世帯の収入について（生計維持者（両親のいずれか）の収入について）
- 休業になった
 - 前月比50%以上収入が減収した
 - 前月比30%以上収入が減収した
 - 解雇された
 - その他（ ）
- ⑦ 生計維持者（父・母）に関する証明書類について
- 休業証明等を雇用主から受けることが可能
 - 収入減少前直近2か月の給与明細の写しと収入減少後2か月の給与明細の写しを提出可能
 - 公的支援制度における証明書等が提出可能（制度名 ）
 - 失業に関する証明書等（雇用保険離職票、雇用保険受給者証）を提出可能

【様式1】 学生支援緊急給付金申請書の奨学生番号の記載について

日本学生支援機構奨学金に2020年4,5月で採用となった方は、奨学生番号を郵送にてお知らせします。到着書類を確認してください。不明な場合は空欄で構いません。その際は、念のため振込先銀行を記入してください。

※学校確認欄

	高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
	新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金の併給が可能なもの）にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
	新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
	新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
	要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者